

明星高校野球倶楽部会則

(名称)		(顧問・相談役及び特別会員)	
第 1 条	本倶楽部は、明星高校野球倶楽部と称する。	第 10 条	(1)本倶楽部に顧問・相談役及び特別会員を若干名置くことができる。 顧問・相談役及び特別会員は、理事会の推薦により会長が委嘱する。
(目的)			(2)顧問並びに相談役は、会長の諮問に応じ会議に出席して意見を述べる事ができる。但し、理事会における議決権を持たない。
第 2 条	本倶楽部は、明星高校野球部のOBとして、野球部現役への激励と支援、並びに会員間の親睦と交流を目的とする。		
(活動)		(総 会)	
第 3 条	本倶楽部は、第2条の目的達成の為の諸活動を積極的に行う。	第 11 条	(1)定期総会は年1回とし、毎年1月に開催する。 (2)臨時総会は必要に応じ、理事会の承認を得て開催することができる。 (3)総会では次の事項を議決する。 1)会則の改廃 2)理事の承認 3)事業計画及び報告、予算及び決算の承認 4)会の解散 5)その他、会の重要事項の承認。
(事務局)			
第 4 条	本倶楽部の事務局を下記所在に置く。 〒543-0016 大阪府大阪市天王寺区鶴差町5番44号 大阪明星学園 明星高等学校内		
(会 員)		(役 員 会)	
第 5 条	本倶楽部の会員は、明星高校野球部に在籍した者とする。	第 12 条	(1)理事会は必要の都度開催する。 (2)理事会は総会に提出する議案の審議処理並びに本倶楽部の運営方法、重要事項の審議決定を行う。
(会 費)			
第 6 条	会員は、毎年所定の納期に会費を納入しなければならない。 ※ 40歳以上 1口 10,000円 39歳以下 1口 5,000円 (口数の制限はありません) 但し、当該年新卒者は4年分20,000円を納入する事とする。	(議 事 録)	
(役 員)		第 13 条	会議は総て議事録を備え付けなければならない。
第 7 条	本倶楽部に次の役員を置く。 会長 1名 会計 1名 副会長 2名 理事 若干名 監事 2名	(会 計 年 度)	
(役員)の選出及び任期)		第 14 条	本倶楽部の会計年度は1月1日に始まり12月31日に終わる。
第 8 条	(1)理事は本倶楽部の会員たることを要し、総会において承認及び解任する。 (2)理事の任期は3年とする。但し、途中で補選された理事は前任者の残存期間とする。 (3)理事の選任については、現理事の推薦とする。 (4)正・副会長は役員互選において決定する。	(経 費)	
(役員)の職務)		第 15 条	本倶楽部の運営に要する経費は、会費及び特別会費・寄付金・基金その他の収入をもってこれに充てる。
第 9 条	(1)会長は、本倶楽部を代表し会務を総括する。 (2)副会長は、会長を補佐し会長事故ある時は、予め定められた順によりその職務を代理する。 (3)会計理事は、会計を司る。 (4)理事は、理事会を組織して会務を執行する。 (5)監事は所務を監査し、理事会に置いて意見を述べる事ができる。	(そ の 他)	
		第 16 条	本会則に定めない事項等は、総て理事会に置いてこれをさだめる。

平成28年1月10日 施行